

2008年11月13日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

開発登録簿に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2008年10月20日付けで諮問（第356号）された開発登録簿に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 事務の概要

開発登録簿の調製・閲覧及び希望者への写しの交付については、「都市計画法第46条・第47条及び国土交通省令第35条から第38条」の定めにより執行されている業務である。

開発登録簿は調書及び図面で構成されている。図面は、土地利用計画図となっている。

現在は開発許可年度毎に管理番号をもうけて紙文書で調製し、閲覧希望者は地図台帳から検索を行っている。

また、写しの交付については、市長印を押印し、証明書として交付している。

なお、個人情報を含むものがあるが、法令に制限がないことから、そのまま交付している。

申請から受け渡しまでは、決裁及び公印取得の都合上約30分かかっている。写しの交付件数は年間約800件となっている。

(2) 経過と諮問理由

計画建築部として利用できるGISデータシステムの導入を図っている中で、平成19年度に建築指導課が既存のシステムを発展させた「藤沢市建築確認申請GISデータシステム」を導入した。開発業務課においても建築指導課のシステムに追加する形で新たに開発行為の情報を加えるものである。なお、本システムの導入は平成20年度事務改善課題となっている。

導入当初にコンピュータ処理を行う情報数は、昭和45年度からの開発総件数約3500件であるが、約15%の約500件に個人情報が含まれていることから新たにコンピュータ処理を行うにあたり、条例第18条の規定に基づき本審議会に諮るものである。

(3) コンピュータ処理を行うことについて

このシステムは、開発登録簿閲覧・交付申請の際の位置確認、資料確認及び証明書発行までの手続きを簡略化し、また、発行時間の短縮を図るため、開発許可位置図のGIS化及びデータベース化による運用を目的としている。

ア コンピュータ処理を行う必要性とその効果

(ア) 発行時間の短縮による効果

開発登録簿の調製は昭和45年度から行われており、青焼き図面などは劣化により複写が困難な状況も生じており、図面の電子管理は急務となっている。

また、電子管理後のプリントアウトはプロッタがA1サイズ用の紙まで対応しているなど、現在A2以上の図面複写時に生じている職員による貼合わせ作業が無くなり、作業時間の短縮を図ることができる。併せて、朱印による公印押印について印影印刷機能をシステムに導入することにより、執務室と文書統計課の往復時間の短縮を図ることができる。これらにより現在約30分かかっている写しの交付時間を5分から10分程度に短縮する事を目的としている。

(イ) 位置確認時間の短縮及び台帳更新手間の削減

現在、開発登録簿の閲覧者は住所や地番などから地図により位置確認を行っているが、GIS化と調書のデータベース化を併せて行うことにより、地図上からの検索及び住所入力による検索などが可能になり、利用者の利便性の大幅な向上を図ることができる。

また、位置確認用の台帳についても、閲覧者が多いことから劣化が早く、定期的な更新が必要であり、GIS化により更新手間を削減し事務の効率化を図ることができる。

(ウ) 執務室の省スペース化

昭和45年度から調製されている開発登録簿は現在約3500件あり、保管スペースも限界にきており、電子化により省スペース化を図ることができる。

イ コンピュータ処理を行う情報

(ア) 開発登録簿調書

- a 開発許可の年月日
- b 予定建築物の用途
- c 公共施設の種類、位置及び区域
- d 開発許可の内容
開発許可番号・許可を受けた者の住所及び氏名・開発区域の面積
- e 都市計画法第41条の規定による制限の内容
- f 開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名
- g 完了検査に関すること（完了後の附記）
- h 内容に変動が生じた際の修正事項

(イ) 土地利用計画図

(ウ) 藤沢市長印影

ウ システム構成

- (ア) 登録用パソコン 1台
- (イ) 閲覧用パソコン 2台
- (ウ) 図面登録用スキャナ（A3対応） 1台
- (エ) プロッタ（A1対応） 1台

エ 安全対策

- (ア) このシステムは庁内LANの一部を使用しており、外部接続の設定は行っていない。
- (イ) PC起動時及びシステム起動時にパスワードが必要になっている。
- (ウ) 今回導入するシステムは窓口において閲覧用のPCは第3者が操作する可能性があることからデバイス制御により情報の書き出し不可などの機能制限を行う。
- (エ) 閲覧者の操作終了後は担当職員により速やかに画面のパスワードロックを行う。
- (オ) クライアントサーバシステムのため、クライアント側のPCに個人情報は保存されない。
- (カ) 情報が保存されるGISサーバは施錠可能なボックスに収納し、通常時は施錠されている部屋に保管されている。
- (キ) このシステムに接続されているPCはすべてワイヤーロックがかけられ

ている。また、仮にP Cのみ持ち出しても情報は保存されておらず、システムも起動できない。

(4) 提出資料

- ア 開発登録簿調書写し
- イ 開発登録簿土地利用計画図写し
- ウ 開発登録簿調書写し
- エ システム配置図（開発業務課内のみ）
- オ 開発登録簿閲覧規則（改正案）
- カ 開発登録簿閲覧等申請書
- キ 都市計画法及び国土交通省令（抜粋）
- ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

このシステムは、開発登録簿閲覧・交付申請の際の位置確認、資料確認及び証明書発行までの手続きを簡略化し、また、発行時間の短縮を図るため、開発許可位置図のG I S化及びデータベース化による運用を目的としており、具体的には以下に述べる必要性がある。

ア 発行時間の短縮による効果

開発登録簿の調製は昭和45年度から行われており、青焼き図面などは劣化により複写が困難な状況も生じており、図面の電子管理は急務となっている。

また、電子管理後のプリントアウトはプロッタがA1サイズ用の紙まで対応しているなど、現在A2以上の図面複写時に生じている職員による貼合わせ作業が無くなり、作業時間の短縮を図ることができる。併せて、朱印による公印押印について印影印刷機能をシステムに導入することにより、執務室と文書統計課の往復時間の短縮を図ることができる。これらにより現在約30分かかっている写しの交付時間を5分から10分程度に短縮する事を目的としている。

イ 位置確認時間の短縮及び台帳更新手間の削減

現在、開発登録簿の閲覧者は住所や地番などから地図により位置確認を行っているが、G I S化と調書のデータベース化を併せて行うことにより、地図上からの検索及び住所入力による検索などが可能になり、利用者の利便性

の大幅な向上を図ることができる。

また、位置確認用の台帳についても、閲覧者が多いことから劣化が早く、定期的な更新が必要であり、GIS化により更新手間を削減し事務の効率化を図ることができる。

ウ 執務室の省スペース化

昭和45年度から調製されている開発登録簿は現在約3500件あり、保管スペースも限界にきており、電子化により省スペース化を図ることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからキまでに掲げる措置を講じることとしている。

ア このシステムは庁内LANの一部を使用しており、外部接続の設定は行っていない。

イ PC起動時及びシステム起動時にパスワードが必要になっている。

ウ 今回導入するシステムは窓口において閲覧用のPCは第3者が操作する可能性があることからデバイス制御により情報の書き出し不可などの機能制限を行う。

エ 閲覧者の操作終了後は担当職員により速やかに画面のパスワードロックを行う。

オ クライアントサーバシステムのため、クライアント側のPCに個人情報は保存されない。

カ 情報が保存されるGISサーバは施錠可能なボックスに収納し、通常時は施錠されている部屋に保管されている。

キ このシステムに接続されているPCはすべてワイヤーロックがかけられている。また、仮にPCのみ持ち出しても情報は保存されておらず、システムも起動できない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上